

議会の活性化と議会改革の取り組み紹介～開かれた議会をめざして～

「議会基本条例制定について」

(制定までの経過)

H 2 3 年 4 月	一般選挙 議員定数 2 6 名 (福知山市議会第 2 1 期議員)
H 2 3 年 5 月	議会基本条例策定について全議員確認
H 2 3 年 5 月	総務委員会 検討開始 (2 8 回協議)
	先進地視察 (会津若松市・伊賀市・京丹後市・綾部市)
	全議員協議会の確認
H 2 4 年 1 1 月	パブリックコメントを実施
H 2 4 年 1 1 月	議会基本条例をテーマに
	議会報告会を開催
H 2 4 年 1 2 月	定例会上程・制定
H 2 5 年 4 月	条例施行
H 2 5 年 5 月	議会改革検討会議設置

【議会基本条例の柱】

- ① 情報公開の推進 ② 市民参加の推進 ③ 議会の機能強化 (議会の活性化)

第3回 議会報告会
テーマは議会基本条例(案)

11月16日、福知山市議会は、市民会館で第3回議会報告会を行いました。今回の報告会は、今日まで検討してきた議会基本条例案をテーマに設定し、

広く市民に理解を求めるとめ開催しました。参加者は、48名でした。大谷洋介総務委員長が条例案を報告しました。

基本条例案の方針と特徴

条例案は、12章28条で構成、条例案は「議会の果たすべき役割を明確にする」とを目的に、基本方針は3本柱とし、①市民への情報公開、②市民への傍聴の意欲を高め、議会報告会の開催、③市民参加を推進(請願・陳情者の意見陳述、④議員間の自由討議の拡大です。また、条例案の特徴は、「反問権」を可能にしたこと、市民の積極的な傍聴を募るため出席委員会の開催、地方議会が国などに働きかけるなど、市民に信頼され、評価される議会を構築します。

参加者の感想・意見

報告会とその後に出された感想・意見を紹介します。▽議会活性化のための反問権を大きく評価する。
▽市民への情報公開を評価する。
▽「市民ではなく、住民」という文言が適当と考える。
▽最高規範という文言は法律上使用できないのでは、議員の資質アップのため、研さんを求める。
▽市民と議会の循環サイクルを円滑にするため、広報・議会だよりを活用してより分かり易い文言などで周知してほしい。
▽条例の実効性を求める。
▽議会報告会の定例議会との開催を希望する。
▽議場内への携帯電話の持ち込み、居眠りを厳禁にする。
▽傍聴者に議会活性化への協力を求める。
▽議会報告会の開催と内容を具体的に周知してほしいなどでした。
貴重なお意見をいただきありがとうございました。